

水産流通適正化法に係る取扱事業者の届出に係る申請について

違法に採捕された水産動植物の流通を防止し、国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、水産流通適正化法(正式名称:特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律)が令和4年12月1日から施行されます。この法律の施行にあたり、特定第一種水産動植物(アワビ、ナマコ)の飲食事業者は、**ナマコ、アワビの取引記録の作成・保存等が義務付けられます。**

水産流通適正化法について、詳しくはホームページや以下の資料をご参考にしてください。

水産流通適正化法の詳細について

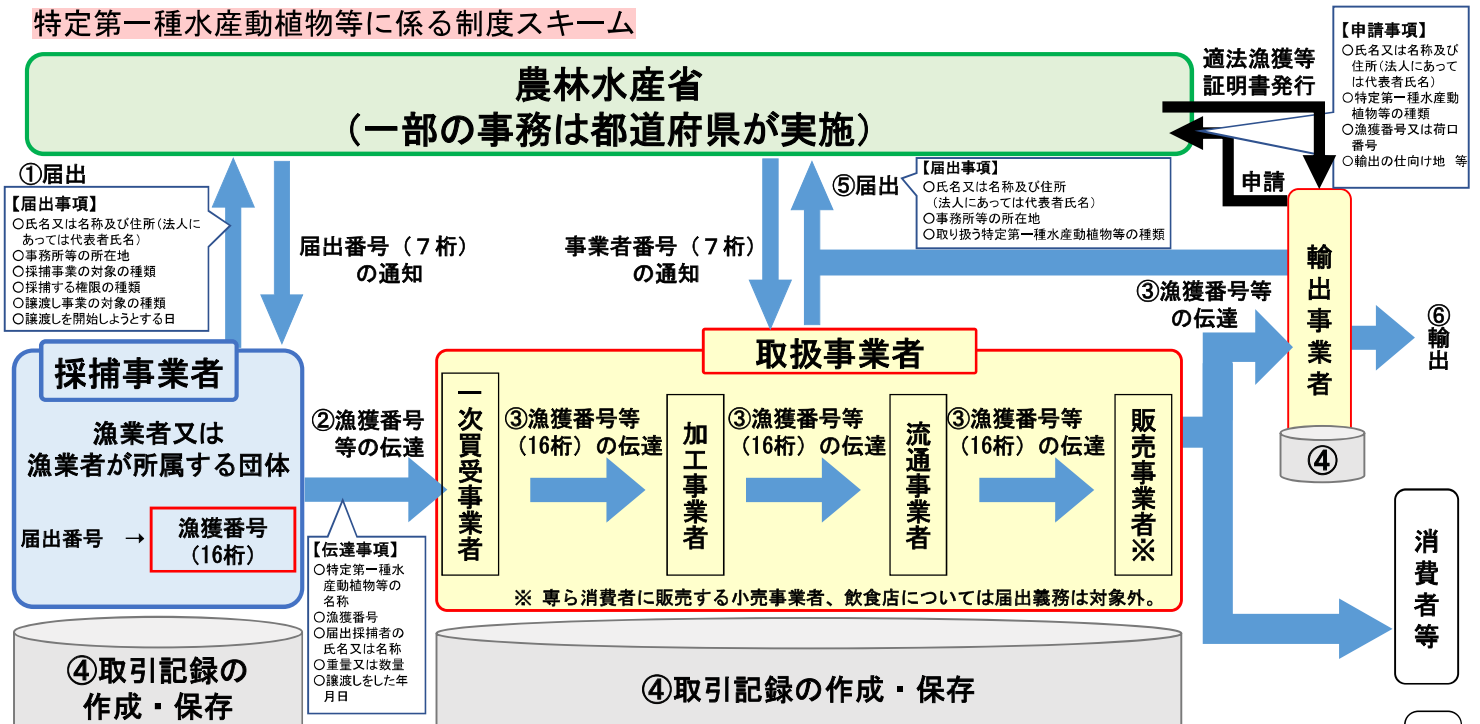
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisan/ryutu-tekisei.html>

□届出に関する問い合わせ先
 愛知県農業水産局水産課
 電話 052-954-6458
 メール suisan@pref.aichi.lg.jp

制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

(水産庁資料より)

対応していただくこと（法律で規定していること）

1. 専ら消費者に対し販売、提供する場合

届出は不要



- ☑ 取引等記録（仕入に係るもの）の作成・保存（3年間）

（水産庁資料より）

IV 小売事業者、飲食店、宿泊事業者等 編
消費者に対し、販売、提供する場合
【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲受け等したときは、以下の事項を記録する必要があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け等した年月日、(4) 譲受け元の氏名又は名称、(5) 漁獲番号又は荷口番号（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理

3 記録の保存期間

譲受け等した日から3年間の保存が必要です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている伝票類（請求書等）においても、記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）されていれば、それを保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たすこととなります。

請求書を活用した取引記録の作成・保存例

譲渡書

2022年12月08日

譲渡先: A.A.A. 株式会社
住所: 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番地
電話番号: 000-000-0000

譲渡品: 〇〇〇〇〇〇 (総込み)

日付	品名	数量	金額	番号
12/7	アワビ	2箱	5,000	0104501211017001
12/7	ナマコ	3箱	7,500	0104501211017002

(譲) 〇〇〇〇株式会社
住所: 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番地
電話番号: 000-000-0000

小売事業者、飲食店
宿泊事業者等

消費者

譲受け(購入)記録の作成・保存は必要
譲渡し(販売)記録の作成・保存は不要

※消費者へ販売、提供する場合は、譲受け(購入)時の取引記録の作成・保存が必要です。

（水産庁資料より）

密漁品は

流通させない



令和4年12月からアワビとナマコに漁獲番号を付けることが義務付けられます。



違法に採捕された水産物の流通を防ぐため、採捕事業者、取扱事業者間での漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出入時の証明書添付などが義務付けられます。

詳しくは水産庁Webサイトへ

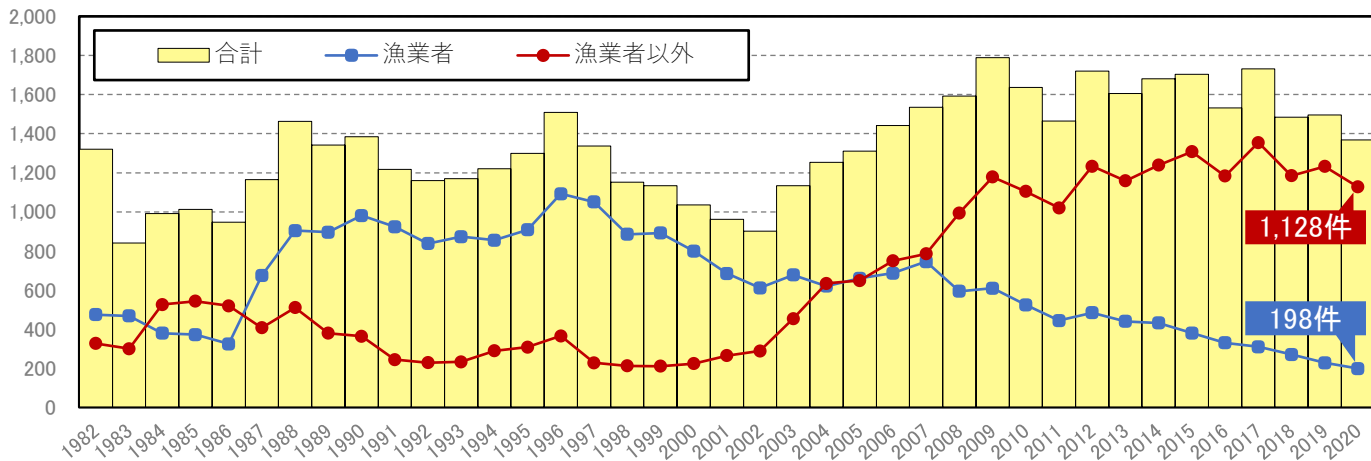
水産庁 水産流通適正化法



水産庁

密漁の発生状況

近年、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあります。



資料: 都道府県調べ(令和2年1月~12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。)

「水産流通適正化制度とは」

アワビ、ナマコ※(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物))について、

採捕事業者や加工・流通事業者等の取扱事業者は

- ① 行政機関への届出
- ② 漁獲番号その他伝達事項の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)
- ④ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付



が義務づけられます。

(※: 令和7年からシラスウナギにも適用)

漁獲番号等の伝達例

納品伝票				
送り先		出荷者		2022年12月1日
△△水産 住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000		
漁獲番号: 1234567 - ●●●●●● - ●●●				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				

①名称

②重量
又は数量

③譲渡した年月日

④取扱事業者の氏名又は名称

⑤漁獲番号

届出番号 取引年月日 取引番号
1234567 - 221201 - 001

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載

取引番号3桁は、産地の取引実態等に合わせ、柔軟に設定

お問合せ先

水産庁加工流通課

☎ 03-3502-8111 (内線6683)